

## 県立社会福祉施設のあり方専門分科会について

### 1 目的

平成16年3月に「県立社会福祉施設（入所）のあり方見直しについて」を策定して以来、10年が経過し、社会福祉を取り巻く情勢も変化していることから、施設のあり方について改めて、調査審議するため、福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という）運営規程第3条の規定に基づき、審議会に県立社会福祉施設のあり方専門分科会（以下「専門分科会」という）を設置する。

### 2 専門分科会の構成

- (1) 専門分科会は、審議会委員長が委員の中から指名する者8人以内で構成する。
- (2) 専門分科会に委員の互選により、会長及び副会長を各1人置く。

### 3 専門分科会の調査審議事項

専門分科会は、次の事項の調査審議をする。

- (1) 県立社会福祉施設の担うべき役割
- (2) 個々の施設のあり方の方向性
- (3) その他県立社会福祉施設のあり方に関して必要な事項

### 4 専門分科会の運営

- (1) 専門分科会は、平成28年度中に3回程度の開催をもって審議し、意見具申（案）を取りまとめ、審議会に報告する。
- (2) 審議会は、上記の報告内容を審議し、県に意見具申する。

#### 【専門分科会 開催スケジュール等（想定）】

- ・6月10日 第1回社会福祉審議会（専門分科会設置）
- ・7月15日 第1回専門分科会（会長・副会長選任、施設概要、論点整理）
- ・8月2日 第2回専門分科会（現地視察、意見具申【たたき台】）
- ・8月中旬 第3回専門分科会（意見具申【素案】）
- ・9月上旬 第4回専門分科会（意見具申【まとめ】）